

対馬空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、対馬空港供用規程を次のとおり定める。

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、空港の設置及び管理に関する基本方針の内容を踏まえつつ、対馬空港が提供するサービス内容やサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項、その他の空港の供用の条件について記載することにより、空港における利用者の利便に資することを目的とする。

第二章 対馬空港が提供するサービスの内容

（運用時間等）

第二条 対馬空港の運用時間 1 3時間30分（7時30分から21時00分まで）

なお、運用時間に関して、空港管理者は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することがある。

2 対馬空港機能施設事業等の営業時間については、別に定め、公表についてはインターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（対馬空港の概要）

第三条 滑走路の本数（長さ×幅） 1本（1,900m×45m）

2 滑走路の舗装強度 荷重区分 LA-2 PCR値 519/F/A/X/T

3 エプロン 5バース（3バース：85m×60m 2バース：70m×55m）

舗装強度 荷重区分 NR1：LA-4 , NR2,3,5：LA-3 , NR6：LA-6

PCR値 NR1：PCR 207/F/D/Y/T

NR2：PCR 455/F/C/X/T

NR3, PCR 572/R/B/X/T

NR6：PCR 734/R/B/X/T

4 空港種別 地方管理空港

5 ILS施設 有

（対馬空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第四条 次に掲げる対馬空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定

め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 1 総合案内所、観光情報センターその他の対馬空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- 2 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の対馬空港に関する情報
- 3 前2号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービス、その他の対馬空港が提供するサービスの内容に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第五条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、長崎県県営空港条例（昭和三十八年長崎県条例第十号）の定めるところによる。

- 1 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んではない。
- 2 空港事務所長の承認を受けないで小型無人機を飛行させてはならない。

附 則

この対馬空港供用規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この対馬空港供用規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この対馬空港供用規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この対馬空港供用規程は、令和7年4月1日から施行する。